

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(厚生労働省)

事業名	食品中の放射性物質に係る規制値の再検討等		担当部局庁	医薬食品局食品安全部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度より		担当課室	基準審査課		森口 裕		
会計区分	一般会計		施策名	IV-4-1 食品等の安全性を確保する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	食品衛生法		関係する計画、通知等	食安発0317第3号食品安全部長通知「放射能汚染された食品の取扱いについて」等				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	食品の放射性物質の汚染については、食品の安全性を確保する観点から、当面の間、原子力安全委員会により示された飲食物の摂取制限に関する指標値を暫定規制値としているところであるが、国民の不安を早急に解消するため、暫定規制値に代わる新たな規制値を設定するとともに、食品からの放射性物質の実際の摂取量を明らかにしていく。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	食品安全委員会の評価書や薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会等の意見を踏まえ、暫定規制値に代わる新たな規制値を設定するにあたって、食品の汚染状況調査や、年齢・地域ごとの食品摂取状況調査を行う。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
23年度予算額 (単位：百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計			
	-	-	-	209	209			
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) <small>※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み</small>	活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	()年度				
	食品中の放射性物質に係る規制値の設定	式	1	-		食品中の放射性物質の調査及びその結果に基づいた規制の設定	式	(- 1
単位当たりコスト	209(百万円/規制設定一式)			算出根拠	単位あたりコスト=規制の設定に要する費用(予算額)			
事業所管部局による点検								
項目				内容				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				東日本大震災からの復興の基本方針 6-(1)-②-(i) に沿った事業である。				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				食品中の放射性物質に係る規制を検討するものであり、被災地はもとより、国民全体の関心があり、優先度も高い。				
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				食品からの放射性物質の摂取量調査は未だ行われたことはない。調査の計画実施にあたっては、薬事・食品衛生分科会放射性物質対策部会に報告を行い、効果的な事業の実施に努める。				
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				規制の設定に伴う調査の実施にあたっては必要な核種、調査数を見込んでおり、効率的な実施に努める。				
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				食品中の放射性物質の規制の設定については、国の責任において行う。				
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				他に同様の事業はない。				
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				規制値の策定方針にあたって必要な調査の検討を進めており、迅速な事業の執行が可能である。また、本事業で執行した結果については薬事・食品衛生分科会放射性物質対策部会に報告を行い、透明性を確保する。				

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × ×(円/))」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。